

岩手県告示第608号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年7月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 高橋建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市本石町二丁目4番20号
    - ウ 代表者の氏名 高橋昌樹
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第296号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年6月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年7月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 三浦工業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上厨川字野子117番地3
    - ウ 代表者の氏名 三浦博明
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第2390号
  - (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年7月5日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年7月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐野建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺愛宕字前中野255番地
    - ウ 代表者の氏名 松坂弘光
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5661号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年7月2日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年7月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社トップ
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三本柳2地割39番地28
    - ウ 代表者の氏名 吉田久夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第20479号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年7月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和3年7月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社FRONTIER

イ 主たる営業所の所在地 宮古市黒田町5番14号1階

ウ 代表者の氏名 影山卓也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一2)第120178号

(3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年7月1日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。